

大津東小学校 いじめ防止基本方針

(1) いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めなければならない。「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、いじめの態様は、携帯電話、スマートフォン、SNS等を通じて行われる誹謗中傷など、様々なものがある。

② いじめ防止等に対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

また、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を引き起こし、深刻化を招く場合もある。特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全やかな成長と人格の形成を阻害し、児童生徒を傷つけ、又は、他の児童生徒によるいじめを助長するおそれもあることから、研修等によって徹底的にその禁止を図る。教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。特に、アクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さないように努める。

(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

① 職員会での情報交換及び共通理解

週に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

② いじめ・不登校対策委員会

校長、教頭（情報集約担当者）、教務主任、養護教諭、学級担任等からなる。いじめ防止等の対策のための専門委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

また、情報集約担当者において情報の窓口を一元化する。

(3) いじめ未然防止のための取組（※年間指導計画は別表）

① 学級経営の充実

○分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

○朝の健康観察や帰りの会、心のアンケート等の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

② 人権教育の充実

○いじめは、「基本的人権を脅かす行為であり、人間として許されるものではない」ことを、児童に理解させる。

○自分も人も大切にできるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

③ 道徳教育の充実

○道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

○全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

④ 相談体制の整備

○「心のアンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

⑤ 縦割り班活動の実施

○縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。（縦割り班掃除、縦割り班遊び等）

⑥ 携帯電話・スマートフォン等を通じて行われているいじめに対する対策

○全校児童の携帯電話・スマートフォンに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。

○スマートフォン利用によるインターネット被害およびSNS問題の防止に努め、保護者に“家庭でのルール作り”の協力をする。

- 「携帯電話・スマホの利用五か条」を児童に周知徹底させる。
- 「親の学びプログラム」を活用した保護者向けの研修を実施し、携帯電話・スマートフォン等を通じて行われているいじめについての啓発を図る。
- ⑦ 学校相互間の連携協力体制の整備
 - 中学校や保育所と情報交換や交流学习を行う。

(4) いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

- ① 保護者や地域、関係機関との連携
 - 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、中学校や発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- ② 「心のアンケート」の実施
 - 定期的に、校内の「心のアンケート」を実施する。アンケートをもとに、一人一人の児童と直接話をして思いをくみ取り、早期発見・早期解決につなげる。
- ③ 「熊本県24時間子どもSOSダイヤル」などのいじめに関する通報及び相談を受け付けるための相談機関を周知徹底するなど、子供がいつでも相談できる体制を整備する。
- ④ ノート・日記指導
 - 児童の休み時間や放課後の部活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(5) いじめに対する早期対応

- ① いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ② いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- ③ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ⑤ 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑥ いじめ事案については、毎月教育委員会に報告する。
- ⑦ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

（ア）いじめに係る行為が止んでいること

少なくとも3か月を目安とする。

（イ）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(7) 重大事態への対処

① 重大事態の発生と調査

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（「いじめ防止対策推進法」第28条より）

なお、同条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

○ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合、重大事態が発生したものとみなして報告・調査等に当たる。

（「いじめ防止対策推進法」第28条より）

② 重大事態への対応の流れ

○ 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。

○ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

○ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

○ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。この調査は、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

④ 調査結果の提供及び報告

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

（「いじめ防止対策推進法」第28条第2項より）

改訂履歴

初版 平成26年4月1日

第2版 令和2年4月1日

第3版 令和3年4月1日

指 導 等 の 内 容		
教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
9月 ○児童について情報交換【毎週水曜日】	○行事を通した人間関係づくり【運動会】 ○全校遊び	○運動会協力
10月 ○児童についての情報交換【毎週水曜日】 ○「心のアンケート」結果を踏まえた考察と対応策の共有【いじめ不登校対策委員会】 ○熊本県人権子ども集会 ○県人教大会参加	○行事を通した人間関係づくり【修学旅行】 ○全校遊び ○熊本県人権子ども集会	○学校評価の実施（前期）
11月（人権月間） ○児童についての情報交換【毎週水曜日】 ○ふれあいフェスタ参加	○全校遊び ○ふれあいフェスタ参加（縦割り班）	○いじめ防止対策についての啓発 ○ふれあいフェスタ参加
12月 ○児童についての情報交換【毎週水曜日】 ○「心のアンケート」結果を踏まえた考察と対応策の共有【職員会議】	○全校遊び ○ニコニコ人権集会	○保護者との情報交換【学級懇談会】 【人権教育参観日】
1月 ○児童についての情報交換【毎週水曜日】 ○「心のアンケート」結果を踏まえた考察と対応策の共有【いじめ不登校対策委員会】 ○学習発表会	○全校遊び ○学習発表会	○学習発表会
2月（人権月間） ○児童についての情報交換【毎週水曜日】	○人権集会 ○縦割り班【縄跳び大会】 ○全校遊び	○学校評価の実施（後期）
3月 ○児童についての情報交換【毎週水曜日】 ○「心のアンケート」結果を踏まえた考察と対応策の共有【職員会議】 ○学校評価結果の分析と次年度に向けて【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり【送別遠足】 【卒業式】 ○全校遊び	○年間総括【PTA総会・学級懇談会】